

流通経済大学教育・研究倫理綱領

(制定 平成 23 年 7 月 4 日)

高等教育機関としての大学においては、自由かつ自律的な教育・研究の特性が尊重されなければならないことに鑑み、自らの行動を厳正に律するための倫理規範を確立する必要がある。ここに、流通経済大学に所属し教育と研究に携わるものが、自らの社会的責任を自覚し社会の信頼に応えるべく、遵守すべき教育・研究倫理綱領を定める。

(教育・研究者の責任)

第 1 条 教育・研究者は、学術の中心として高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、自らの専門的知識と能力によって、人類の福祉と社会の安寧、環境の保全等へ貢献する責任を負う。

(教育・研究者の基本姿勢)

第 2 条 教育・研究者は、学問的良心に従い真理を真摯に探究し、専門的知識の拡大と深化、研究能力の向上に努める。また、研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的かつ客観的に示す努力をし、研究者相互の評価にも積極的に関与する。教育にあっては、学生の人格を尊重し敬意をもって接する。

(教育・研究活動)

第 3 条 教育・研究者は、自らの教育・研究活動の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において本綱領の趣旨に沿って誠実に行動する。調査・研究データの記録保存は厳正に取扱い、捏造、改竄、盗用などの不正行為を行わない。教育にあっては、教育目標を明確に示し、常に授業改善に努めて、学生の自主的学習を支援する。

(法令等の遵守)

第 4 条 教育・研究者は、教育・研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令ならびに関係規則を遵守し、学内外から交付される研究資金等を不正に使用しない。

(教育・研究対象などへの配慮)

第 5 条 教育・研究者は、教育・研究への協力者の人格と人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(人権侵害・差別の排除)

第 6 条 教育・研究者は、教育・研究・学会活動等において、性、地位、思想・宗教、人種、国籍などによって個人を差別せず、個人の人権と人格を尊重する。

以上